



思いやりと 優しさの ハ～モニ～

～ 楽しく学ぼう! 人権のいろは ～



いま
今,

この本を作るワケ

平成20(2008)年は「世界人権宣言」が昭和23(1948)年の第3回国連総会で採択されて60周年であり、「人権」にとって記念すべき節目の年でした。

しかし、毎日の新聞、テレビなどは、人権を無視あるいは軽視する事件であふれていると感じておられる人が多いのではないのでしょうか。

「人権尊重の理念」を高らかにうたいあげている「日本国憲法」や「世界人権宣言」の誕生から60年もの月日がながれ、人権の置かれている状況は、徐々にではありますが改善している反面、いまだにこうした現状にあるのも、また事実です。

そこで、「日本国憲法」や「世界人権宣言」にうたわれている「人権尊重の理念」について理解を深めていただくために、日本国憲法を中心とした人権のいろは(基礎的な知識)を解説したこの本を作成しました。

広島県では、平成14(2002)年5月に「広島県人権教育・啓発指針」を、平成14(2002)年11月に「広島県人権啓発推進プラン」(平成18(2006)年3月に改定)、平成14(2002)年12月に「広島県人権教育推進プラン」を策定し、だれもがいいきと生活できる社会づくりを目指して、様々な人権啓発の推進に取り組んでいます。



【目次】



人権ってなんだろう？

1 人権の性格	03
2 人権の基本原理	05
3 様々な人権	10
4 人権に伴う義務と責任	25
5 人権の制約原理	27
6 人権の国際的保障	31
7 人権に対する意識	34



これから人権を どう学んでいったら いいの？	38
------------------------------------	----

◎参考文献一覧



資料	39
----------	----



人権ってなんだろう？

1 人権の性格 ～人権とはどのようなものか～

この節のポイント

人権 = 人として正しいこと

人権の3つの性質

①固有性 …人間であることにより当然備わっていること

②普遍性 …人種・性別・身分などの区別なく保障されること

③不可侵性 …国家によってさえも侵すことができないこと

ただし、他人の人権を不当に侵害しない範囲でのみ、人権は保障される



「人権」はわかりにくい？

「人権」はわかりにくい。」という話を耳にすることがありますが、本当にそうなのでしょうか。

「人権」は英語では「Human rights」といいます。これを、そのまま素直に日本語に訳してみると、「人間の諸権利」になります。「Human rights」、「人間の諸権利」。これら同じ意味を表わす言葉を眺めてみて、何か気が付きませんか？

そうです。「Human rights」の「right」には複数形であることを示す「s」が付いていますし、「人間の諸権利」にも複数であることを示す「諸」という文字が付いています。英語では、「love」（愛）とか「beauty」（美）など抽象的な内容を表わす名詞には複数形を示す「s」は付けませんから、「Human rights」は抽象的な言葉ではなく、ひとつ、ふたつと数えることのできる具体的な内容を表わす言葉なのだということがわかります。ですから、同じ意味である「人権」も同様に考えることができます。

それから、先程、「Human rights」の「right」を「権利」と訳しました。日本語で「権利」というと、「権利ばかりを主張して困る。」などと「権利」を「自分勝手」や「わがまま」と同じような意味で使う人もいますし、逆に、「自分勝手」や「わがまま」を「権利」として主張する人もいます。しかし、どちらも、「right」、すなわち「権利」という言葉の本来の意味を誤解しています。「right」という言葉のそもそもの意味は「正しい」なのです。「正しい」が本来の意味なので、「Human rights」＝「人権」とは、「人として正しいこと」ということになります。「人として正しいこと」なので、主張して困るなどということはないはずですし、「自分勝手」や「わがまま」はそもそも「権利」ではないのです。

ですから、「人権」という言葉は、例えば、「人は個人として尊重されなければならない」とか、「人は皆平等である」など、世の中の「人として正しいこと」すべてをたった二文字で言い表わしている言葉なのです。

「人権」の性質とはなんだろう？

人権には、固有性、普遍性、不可侵性の三つの性質があるといわれています。日本国憲法においても、この「人権」の性質は、条文の中に示されています。

「固有性」とは、あなたの人権は、あなたが人間であるというただそのことだけで、あなたにのみ備わっているのであって、人権をあなたから切り離して、あなた以外のだれかにあげたりすることはできないということです。

この「固有性」については、日本国憲法では、「現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）や「信託されたもの」（第97条）という言葉で表わされています。

次の「普遍性」は、あなたが日本人であろうと外国人であろうと、あるいは、男であろうと女であろうと、つまり、あなたが何者であろうと、生まれながら当然に人権を有しているということです。

これは、同じ第11条の「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という言葉で表わされています。

最後の「不可侵性」は、あなたの人権は、他人はもとより、国家（日本のような民主主義の国においては、多数者の意思ということになります。）によってさえも侵すことができないということです。

これも、同じ第11条及び第97条の「侵すことのできない永久の権利」という言葉で表わされています。

ただし、注意してほしいのは、この「不可侵性」は、あなたの人権が絶対であること、あるいは、あなたの人権には限界がないことを意味しているわけではないということです。**あなたの人権は、あなた以外の他の人の人権を不当に侵害しない範囲でのみ認められる**ということはいまでもありません。

Q: 人権は自分のものなのに、どうして、自分の人権の全部あるいはその一部を、他人にあげたり、放棄したりすることができないのですか？

A: 人権は、あなたが人間であるということにより、当然、生まれながらに備えているものです。だれかからもらったものではありません。だから、あなたの人権は、あなたというかけがえのない存在に密接に結びついているものです。

また、人権はたくさんの具体的な権利の集まりなのですが、それらの権利はそれぞれが独立して他の権利と関係なく存在しているわけではありません。それぞれの権利は互いに関連し合って存在しています。だから、人権を分けて一部を取り出すことはできませんし、あなたの意思によってさえも、人権をあなたから分離して、他人にあげたり、放棄したりすることはできません。



2 人権の基本原則 ～(1)個人の尊厳とは～



この節のポイント

 **個人の尊厳 = 個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければならないこと**

 **個人を尊重するために不可欠のもの = 「ちが違い」に対する「かんよう寛容」**

「個人として尊重される」とはということ？

Q: 個人を尊重することは、自分勝手やわがままを助長することになるのではないの？

A: 日本国憲法第13条が規定する「個人の尊厳」は、全体を個人に優先させる全体主義を否定し、個人主義を宣言するものです。しかし、個人主義は、自己の利益だけを追求し、他人の利益を軽視あるいは無視をする利己主義（エゴイズム）とは区別されなければなりません。「個人の尊厳」とは、あなた個人だけを尊重するというのではなく、あなた以外の他の個人もあなたと同じだけ尊重されなければならないということなので、他人の利益を無視するような自分勝手やわがままを許すものではありません。したがって、個人の尊重が、自分勝手やわがままを助長することはありません。

日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めています。「**個人として尊重される**」とは具体的にはということなのでしょうか。

この地球上に生活している私たち人間は、その生まれ育った国や地域によって、政治体制、宗教、文化、せいかつかん生活環境などが異なるため、その生き方や考え方は実に多様です。また、そこに暮らしている人々も、個性をもった個人として、それぞれが自分自身の生き方、考え方を持っています。

つまり、この第13条は、多様な生き方、考え方をする個々の人間の存在を当然のこととして、「**個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければならない。**」と主張しているのです。ですから、逆に言えば、それは「国民に単一の価値観を強制しません。」という約束でもあるわけです。

おそらく、この第13条の主張については「そのとおり」と納得する人が多いのではないかと思います。しかし、実際のところはどうかのでしょうか。

見知らぬ他人も個人として尊重しなければいけないの？

次のような例で考えてみましょう。

あなたの知らないある人が、あることごとについて、インターネット上のけいじばん掲示板に、あな



思いやりと優しさのハモニー

～楽しく学ぼう！人権のいろは～

たを含む他の人々が抱えている意見とまったく正反対の意見を書き込みました。しかし、そのことで、その掲示板には、正当な反論ではなく、その人を誹謗中傷する多数の書き込みがされ、自宅や職場にも無言電話や脅迫電話がかかってくる、脅迫状までもが届けられるという事態に陥ってしまいました。あなたはどのように思いますか？

「脅迫電話や脅迫状はやりすぎだとは思いますが、自分とは意見が違うわけだし、世間一般の考えと違う書き込みをした、いわゆる「KY」（空気が読めない）な人なのだから、多少はそういうことがあってもやむを得ないし、その人もそういうことが起きることを覚悟すべきだったのではないのか。」と思った人がいるかもしれません。

それでは、そう思った人は、次の例ではどうでしょうか。

上の例と同じ事態に陥っている人がいます。
しかし、それは、あなた自身、あるいは、あなたの家族や友達です。あなたはどのようにしますか？

今度は、あなた自身やあなたの近い家族や友達がそのような状況に陥っているのですから、あなたは、「KYな人」とか「しょうがない」とか「覚悟すべきだ」などとは思わないでしょう。いや、思わないどころか、大きな憤りを感じ、脅迫等の行為を非難するのではないのでしょうか。

それでは、あなたは、たとえ自分と意見が違うにしても、自分や家族や友達のとくと同じ様に、その見知らぬ人のために、憤りを感じるべきなのではないのでしょうか？

憲法第13条は、そうすべきだと考えています。

「個人として尊重される」ということは、あなた自身であろうが、あなたの家族や友達であろうが、見知らぬ他人であろうが、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されなければならないということなのです。この例でいえば、「その人の意見には反対だけど、その人がそのような意見を言う自由は尊重する。」という姿勢が求められているわけです。

【寛容】 私たちは、自分と他人との「違い」を常に意識して生活しています。しかし、歴史を振り返ってみると、その意識された「違い」（例えば、民族、人種、宗教など）が戦争などの悲劇をもたらした実例を数多く挙げるすることができます。現在も、地球上のどこかで同様の悲劇が起きています。また、個人のレベルでも、その意識された「違い」（例えば、性別、年齢、価値観など）が「差別」や「偏見」を生じさせ、実際に数多くの人々を傷つけています。どうしてこのようなことが起きるのでしょうか。

それらは、ひとつには、「違い」に対する「不寛容」、つまり人間の心の狭さが引き起こしているのです。それでは、どうすればいいのでしょうか。残念ながら特効薬はありません。

同じ空気を吸ってこの世界で生きている人間同士が、きちんと向き合い、それぞれの「違い」を超えて、お互いを認め合うという「寛容」の姿勢を一人ひとりが身につけていくという地道な作業を続けていくしかないのです。

2 人権の基本原則 ～(2)平等権とは～

この節のポイント

憲法第14条の「平等」とは…

合理的な理由がある場合には、それぞれの「^{ちが}違い」に応じて、^{ちが}違った^と取り扱い^{あつか}をすることを認める「**相対的平等**」の意味であると解されている。

平等とは機会の平等だけ保障すればいいの？

日本国憲法第14条は、「すべて国民は、^{もと}法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分^{また}又は門地により、^{また}政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めています。

では、ここでいう平等とはどういう意味なのでしょう。

歴史的に「平等」がどのように考えられてきたのかを見てみましょう。

平等というのは、機会が平等でさえあればいいのであって、あとは各人の自由にまかせるべきだ。

このような「平等」観は、ヨーロッパにおいて近代社会（今、私たちが暮らしているこの社会とほぼ同じものと考えてください。）が成立した当初、身分的制約^{えいど}（江戸時代を想像してみてください。）から自由になった市民階級（「ブルジョワジー」ともいい、フランス革命当時の^{ゆうふく}裕福な商工業者を起源とします。）にとって、自由競争に公平に参加することを保障してもらうことが最も重要であったことから、出てきた見方です。こういう「平等」観を、「**形式的平等**」といいます。

しかし、産業革命が進展し、資本主義が発展してくると、その結果として、貧富の格差が拡大してきます。そこで、社会的・経済的弱者を守るためには、ある程度、結果の平等が必要だとの「平等」観が出てきました。これを、「**実質的平等**」といいます。この「平等」観は、大正8(1919)年のワイマール憲法に初めて規定された「社会権」という形で実現しました。日本国憲法にも社会権の規定がありますから、日本国憲法は、この「実質的平等」の考え方を取り入れているといえます。

一律に扱うことが「平等」なの？

次に、「平等」について、先程とは^{ちが}違う視点での代表的な2人の意見を見てみることにしましょう。

● Aさんの意見

平等というのは、すべての人を、あらゆる場面で、個々の^{ちが}違いをまったく^{こうりよ}考慮しないで、一律に^{あつか}扱わなければならないという意味だと思う。だから、性別や^{ねんれい}年齢や収入などの^{ちが}違いによって、^{あつか}扱いを変えるのは差別だ。



● Bさんの意見

平等といっても、実際には性別や年齢や収入などで違いがあるのだから、その違いに応じた扱いをしないと、本当の意味での平等にならないと思う。違いを無視して、一律の扱いをする方が差別につながるのでは？

Aさんの言うような「平等」を「絶対的平等」といい、Bさんの言うような「平等」を「相対的平等」といいます。

Aさん、Bさんのどちらの意見があなたの思っている「平等」に近いでしょうか。

確かに、Aさんの言うように、みんなが一律な扱いを受けるというのが「平等」という言葉の本来の意味に近いような気がします。しかし、Bさんの言うことにも一理あるような気もしますね。それでは具体的な例で考えてみましょう。

▼次にあげるのは、所得税についての意見です。どれが、より「平等」だと思いますか？

① 年収1億円の人も、年収500万円の人も一律200万円の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	200万円	手取り額	9800万円
年収500万円の人	：所得税	200万円	手取り額	300万円

② 年収1億円の人も、年収500万円の人も一律20%の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	2000万円	手取り額	8000万円
年収500万円の人	：所得税	100万円	手取り額	400万円

③ 年収1億円の人には60%の所得税をかけ、年収500万円の人には10%の所得税をかけるべきだ。

年収1億円の人	：所得税	6000万円	手取り額	4000万円
年収500万円の人	：所得税	50万円	手取り額	450万円

【①の意見について】

収入の違いにかかわらず、一律200万円の所得税をかけているので、おそらく、Aさんは「平等」だと思うでしょうが、Bさんは、これは機械的に一律に取り扱っているだけで本当の意味での「平等」ではないと思うのではないのでしょうか。

【②の意見について】

①の意見とは、「額」と「率」との違いはありますが、ともに一律の所得税がかけられているので、Aさんの意見に近いと言えるのでしょうか。ただ、②の意見は、所得税の額で1900万円の違いがでますから、Aさんはこれが「平等」だとは思わないかもしれません。Bさんは、②については、収入が多い方が、所得税も多いので、これは「平等」だと思うかもしれませんが、あるいは、反対に、手取り額に差がありすぎる（7600万円の差）と考えて、これは「平等」とはいえないと判断するかもしれません。



【③の意見について】

収入の^{ちが}違いに応じて^{ちが}違う率の所得税が課せられていますから、Aさんは、おそらく「平等」とは思わないでしょう。しかし、Bさんはそれぞれの所得税の「率」の大きさには異論があるかもしれませんが、収入が多ければ多いほどより高い率の所得税がかかるという制度（累進課税）^{るいしん}そのものについては、問題なく「平等」と考えるでしょう。

憲法第14条の「平等」はどう解されているの？

憲法第14条の「平等」は、「相対的平等」を意味していると解されています。

確かに、人間の価値は平等（個人の尊厳）なので、Aさんの言うように、個々人の^{ちが}違いをまったく^{こうりょ}考慮しないで、一律に取り扱う「絶対的平等」にも一理あるような気もします。しかし、「絶対的平等」を機械的に当てはめると、著しい不平等が生じる場合（例えば、年収1億円の人にも年収500万円の人にも、一律500万円の所得税をかけるような場合）があり、Bさんの言うように、現実の社会では、個々人の^{ちが}違いに応じて^{ちが}違った扱いが必要な場合があることは否定できないのですから、憲法第14条の「平等」は「絶対的平等」ではなく、「相対的平等」と考えるのが基本ではないかと思えます。したがって、個々人が性別、能力、^{ねんれい}年齢、財産、職業などにおいて^{ちが}違いがあることを前提に、合理的な理由がある場合については^{ちが}違った^と取り扱いを認めなければならないと考えるのが憲法の立場だと思えます。

Q: 憲法第14条第1項の、「^{ことう}法の下に平等」というのは、^{もと}法が平等に適用されさえすればいいのですか？

A: もし法の内容が不平等であるならば、いくら法が平等に適用されても、平等の保障は実現されません。したがって、法の内容そのものも、平等でなければいけません。

Q: 憲法第14条第1項後段は、「^{ことう}人種、信条、性別、社会的身分、門地」しか挙げていませんが、それ以外の場合は平等でなくてもいいということなのですか？

A: 憲法があえて差別を禁止する理由としてこの5種類の^{しごう}事項を挙げているのは、いずれも、歴史的、経験的にみられた差別事由であり、これらを理由とする差別を特に禁止すべきだと強調するために例示的に挙げられているにすぎません。したがって、これら以外の理由（例えば、出身地、収入、学歴、身長、体重など）によって^{ちが}違う^と取り扱いをする場合も、合理的な理由がない限り、認められません

【人 種】^{ひんしゅ}皮膚や髪や目の色など身体的特徴^{ていしづ}で区別されるもの。

【信 条】宗教、^{しんじょう}信仰、思想、世界観など。

【社会的身分】自分の意思では変えることのできない社会的地位（^び帰化人の子孫、被差別部落出身等）。

【門 地】^{いまがら}血統や家柄のこと。

3 様々な人権 ~ (1) 自由権とは ~

この節のポイント

- 🎷 あなたの「自由」は、あなた以外の多くの人々の存在があって初めて成り立っている
- 🎷 自由権は、「国家からの自由」である
- 🎷 憲法第21条の「表現の自由」は、表現の送り手の権利だけでなく、受け手側の権利である「知る権利」も保障すると解されている

自由は確かに素晴らしい、けど…

朝はもっとゆっくり寝ていたいのに学校や会社があるから寝ていられないとか、残業で毎日の帰宅が深夜になり趣味の時間がとれないとか、親にゲームは1日30分と決められているとか、なにかと自分の自由にならない今の生活に少しうんざりしていて、「もっと自由だったらどんなにか素晴らしいだろう」と考えている人が少なからずいるのではないのでしょうか。

それでは、まず、次のような極端な例で自由について考えてみましょう。

ある日突然、この世界にはあなた以外に誰もいなくなってしまう、この世界が突然そういう世界になってしまったと想像してみてください。あなたはどうしますか？

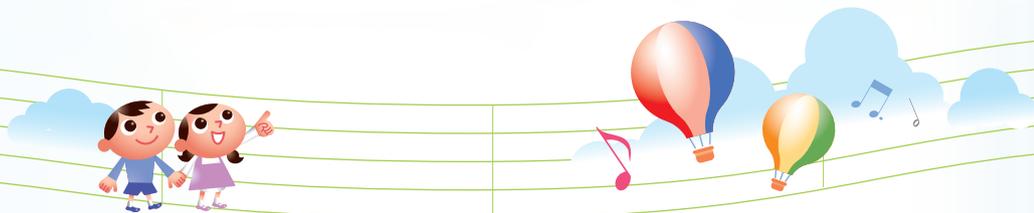
その世界では、とりあえず、あなたは、朝はいくらでも寝られるし、趣味に没頭することもできるし、好きな物は好きなだけ食べられるし、好きなゲームも好きなだけできる。あなたは何でも自由にできて、あなたが何をしようが、あなたの邪魔をする人もいなければ、あなたに説教する人もいないのです。「自由って、なんて素晴らしい。」

本当にそう思いますか？

その世界には、あなたと喜びや悲しみを分かち合ってくれる人もいなければ、あなたに共感してくれる人も、あなたを大切に思ってくれる人も、誰もいないのですよ。

そうすると、あなたは、「自由といっても、それでは困る。一人ぼっちじゃ寂しいので、せめて、自分の家族や恋人、仲の良い友達ぐらいいはいるようにしてくれないと。」と不平を言うかもしれません。いいでしょう。それでは、次のような例にしてみましょう。

ある日突然、この世界にはあなたと家族と恋人と友達以外にだれもいなくなってしまう、この世界が突然そういう世界になってしまったと想像してみてください。あなたはどうしますか？



もう、これで文句はないでしょう。あなたは一人ぼっちではないし、この世界には、あなたのことを大切に思ってくれる人たちがみんないるわけですから。

でも、その世界で暮らし始めたその日のうちに、あなたは大事なことに気が付くはずです。

そう、その世界では、テレビもエアコンもパソコンも使えません。電気をつくってくれる人がいないのですから。携帯電話も充電けいたい じゅうでんができませんから、いずれ使えなくなるでしょう。もちろん、電気の話だけではすみません。水道の蛇口からは水が出ないし、ガスも出ない。食べ物はしばらくはあるかもしれませんが、保存するための冷蔵庫じゃくちが使えないので、自分で作らない限り、食べるものもいずれ底をつくことでしょう。

これらのことから、あなたは何を読み取るべきなのでしょう。

それは、あなたが本当の意味で「自由」であるためには、あなたが「自由」であるだけでは足りないということです。

あなたが生きていく上で必要としているありとあらゆるものは、あなた自身、あなたの家族や友だちなどあなたと関わりのある人々、あなたと直接的には関わりのない、また一生出会うこともないかもしれない人々、それら日本中、世界中の数多くの人々によって生み出されているのです。

ですから、その人たちの存在がなければ、あなたの「自由」は、まさしく絵に描いた餅になってしまうというわけです。どうか、**あなたの「自由」は、これら多くの人々の存在の上に成り立っている**のだということを忘れないでください。

それから、世界には、今も、政治的理由よくあつ（独裁者による抑圧など）や経済的な理由（貧困の問題など）などから「自由」を謳歌おうかしたくてもできない人たちが数多く存在するのだということについても、思いをはせてほしいと思います。

「自由権」はどのような権利なの？

「自由権」は「国家からの自由」ともいわれ、国家が個人の領域ふだん（私たちが普段生活している領域）にすかさずかと土足で踏み込んでこないよう、国家に不作為ふさくい（何もしないこと）を要求し、個人の自由を保障する権利です。

その内容によって、「精神的自由」、「経済的自由」、「人身の自由」に区別されます。

日本国憲法ではどうなっているのでしょうか。

●精神的自由

人間の精神活動の自由であり、日本国憲法は、思想・良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、表現の自由（第21条）、学問の自由（第23条）を規定しています。

● 経済的自由

人間の経済活動の自由であり、日本国憲法は、居住・移転及び職業選択の自由(第22条第1項)、外国移住・旅行の自由(第22条第2項)、財産権の保障(第29条)を規定しています。

● 人身の自由

人間の身体の自由であり、日本国憲法は、奴隷的拘束からの自由(第18条)、法定手続の保障(第31条)、逮捕に対する保障(第33条)、抑留拘禁に対する保障(第34条)、住居侵入・捜索・押収に対する保障(第35条)、拷問及び残虐な刑罰の禁止(第36条)、刑事被告人の権利・証人審問権・弁護人依頼権(第37条)、不利益な供述の強要の禁止・自白の証拠能力・自白のみによる処罰の禁止(第38条)、刑罰法規の不遡及・二重処罰の禁止(第39条)を規定しています。

ただし、注意してほしいのは、あくまで、この分類は便宜上のものだけということです。

例えば、「居住・移転の自由」(どこに住もうが、どこに移動しようが自由ということ)は経済的自由に分類されています。それは、「居住・移転の自由」が自由主義経済(世界中の人たちと、自由に、ものやサービスを売ったり、買ったりすることができるしくみ)を支えるために不可欠の自由だと考えられているからなのですが、場所を自由に移動できることで、多くの人と接する機会がもてて、その人達とコミュニケーションをとることが可能になるという点では、精神的自由の側面もあわせもっています。

このように人権は眺める方向により、違った姿を見せますので、一つの方向からだけでなく、意識して色々な方向から眺めてみるのが大切です。

この節では、精神的自由の焦点をあてて、「自由権」について考えてみたいと思います。

精神的自由とはなんなの？

精神的自由は、「内面的」な精神的自由(内心の自由)と、「外面的」な精神的自由に分けられます。まず、「内面的」な精神的自由についてみていきましょう。

「内面的」な精神的自由が保障されるということは、あなたは、何を考えようが、何を信じようが自由だということです。

こう言うと、次のように思った人がいるかもしれません。

自分の考えが自分の内心にとどまっている限りは、心の中まではのぞくことができないの



だから、だれにも邪魔じゃまされず何でも自由に考えること・信じることができるのは当たり前ではないか。どうして、こんなことを、憲法はわざわざ規定しているのだろう。

そう思った人は、江戸時代のキリスト教徒に対する弾圧だんあつの際に使われた「踏み絵」を思い出してください。これは、心の中を強制的にのぞき見るために作られた装置です。キリスト教をひそかに信仰しんこうしていないかどうかを確かめるために、人々はキリストの像を踏むよう迫られました。キリスト教徒ならば、当然、キリストの像を踏むふことができません。心の中に秘めていたはずの信仰しんこう心は「踏まない」という外部に現れた行為こういによってあらわにされてしまうというわけです。現代の日本においては、このようなことは、もちろん行われていませんが、心の中だから絶対にのぞき見られることはないとは言いきれないのだということは、心に留めておかななくてはなりません。ですから、このようなことが国家などによって行われることのないよう、憲法に規定されているのです。

思想・良心しんこうの自由（第19条）、信教の自由（第20条）の中の信仰しんこうの自由、学問の自由（第23条）の中の研究の自由が、「内面的」な精神的自由にあたります。

次に、「外面的」な精神的自由ですが、これが保障されるということは、自分の思っていること、考えていることを人に伝えたり、自分の作った詩や歌などを人に聴いてもらいたいと思っ、どこかで発表したりすることは、他人の自由や権利を不当に侵害しんがいしない限り、自由にできるということです。

「他人の自由や権利を不当に侵害しんがいしない限り」という言葉が入っているのは、内心にある限りは他人の自由や権利を侵害しんがいすることはありませんが、それが外面に顔を出したとたんにその可能性が出てくるからです。「他人の心を傷つけるような表現」を内心に持っている場合とそれを発表する場合を比べてみてください。

表現の自由が制限されると…

「外面的」な精神的自由については、次のように思った人がいるかもしれません。

自分は別に自分の考えをだれかに伝えたいとは思ってないし、詩や歌などを作るわけでもないから、別に「外面的」な精神的自由が制限されても困ることはないよ。

本当に困ることはないのでしょうか。

「外面的」な精神的自由である「表現の自由」（第21条）を考えてみましょう。

表現の自由が制限されるということは、普段あなたが見ているテレビ番組や映画、あるいは、読んでいる小説や漫画まんが、聴いている音楽、着ている洋服、遊んでいるテレビゲームなどを創りだ



しているテレビ番組や映画の制作者、作家や漫画家、ミュージシャン、ファッションデザイナー、ゲーム制作者など表現に携わるすべての人の自由な活動が制限されることを意味します。表現者の自由な活動によって生み出される創作物（テレビ番組、映画、小説、漫画、音楽、洋服、テレビゲームなど）は世の中に自由に発表することができなくなりますから、買うことはできません。インターネットも閲覧制限されているはずですから、ダウンロードもできません。テレビやラジオからながれてくることもないでしょう。その結果、テレビ番組や映画、本や漫画、音楽、洋服、テレビゲームなどを個人で楽しむことができないのはもちろんのことですが、家族や友達などとそれらについて楽しく語り合うといったこともできなくなります。

このように、たとえ、自分が表現活動をしなくても、表現の自由が制限されることになれば、困ったことが起きてしまうのです。

しかし、私たちにとって、表現の自由の制限が引き起こす不都合なことというのは、表現する楽しみ、あるいは、表現がもたらす楽しみが奪われるということだけなのでしょうか。

報道の自由

私たちは、世界や日本で起こっている様々な出来事を、情報の送り手である、新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアやインターネットを通じて、知ります。これまで、私たちは、もっぱら情報の受け手としての存在にすぎませんでしたが、現在においては、インターネットを通して、個人が世界に向けて直接情報発信ができるようにさえなっています。個人が情報の受け手であると同時に送り手でもあるわけです。

このような状況で、もし表現の自由が制限されるということになればどうなるのでしょうか。

マスメディアにおいては、おそらく取材活動も自由にできないうし、できたとしても、それを自由に報道することができなくなりますから、私たちは日本や世界で起こっている大事なことや必要な情報を知る機会を奪われてしまうこととなります。

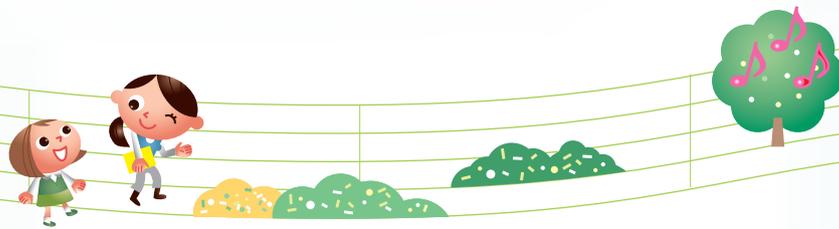
インターネットで情報発信する個人（同時に受信者でもあります。）においても同様です。

もし、私たちが、日本や世界で起こっている大事なことや必要な情報を何も知らないという状態に陥ってしまったらどうなるのでしょうか。

そうすると、選挙の際に、何を判断基準にすればいいのかがわかりませんから、当然、正しい判断による投票は不可能となり、その結果として、国民の意見が国政に正しく反映されなくなってしまうのです。

このように、表現の自由が制限されることは、民主主義にとっても、大変大きな不都合を引き起こすことになるのです。

しかし、表現の自由が大切だとはいっても、他人の人権を侵害するような情報を発信する自由もそれを受信する自由もないことはいままでもないことです。



知る自由

憲法第21条の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」という条文だけを読むと、表現の送り手側の権利だけを定めているように読めます。

しかし、インターネットが発達している現代においても、世の中で起こっている大事なことを発信しているのも、私たちにとって必要な情報を持っているのも、主にはマスメディアですから、送り手側の権利だけが守られるのでは「表現の自由」の保障には十分ではありません。

なぜなら、送り手側であるマスメディアが自由に発信できたとしても、受け手側の私たちの受け取る権利が制限されれば、世の中で起こっている大事なことも必要な情報も私たちに届かなくなってしまうからです。

ですから、本当の意味で「表現の自由」が保障されるためには、受け手側に、表現や情報を受け取ることを邪魔されない自由、つまり、「知る自由」を保障することが必要となります。

この「知る自由」は、憲法第21条で保障されると解されています。

知る権利

私たちにとって必要な情報を持っているのは、なにもマスメディアに限りません。国や地方自治体なども、また、私たちにとって必要な情報を持っています。この場合、受け手の受信する権利が保障されたとしても、受け手側にとって本当に必要な情報が届けられるかどうかはわかりません。なぜなら、どんな情報を受け手側に提供するかは、法律や条例に定めがない限り、国や地方自治体などの判断に委ねられるからです。

そうすると、受け手側にとって、情報等の受取りを邪魔されないという「知る自由」だけでは足りないということがわかります。

そこで、もっと積極的な自由として、「情報を収集する自由」、つまり、「取材の自由」や「知る権利」を保障することが必要となります。

「取材の自由」も、受け手側の権利である **「知る権利」もこの憲法第21条で保障されていると解されています。**

この「知る権利」は、国や地方自治体に対して、情報公開法や情報公開条例に基づいて、必要な情報を出すように国民や住民が請求できるという面では、社会権（国家による自由）的な性格を持っています。

3 様々な人権 ～(2)自由権から社会権へ～

この節のポイント

🎵「自由権」だけでは社会的・経済的弱者の自由は保障されない

🎵実質的な平等を実現するために、日本国憲法を含む各国憲法に「社会権」が規定されるようになった

なぜ自由の保障だけではだめなの？

18世紀の欧米では、国家の干渉なく自由な経済活動ができるようになり、産業革命が進展し、資本主義が発達しましたが、他方で社会的・経済的不平等が生じ、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなっていました。

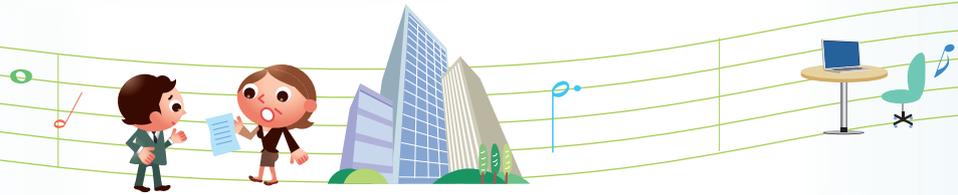
みんなに自由を保障したはずなのに、どうしてこのようなことになったのでしょうか。

自分が19世紀のイギリスの「会社経営者」と同じ立場になったと想像してみてください。
自分が経営している会社で新しく従業員を雇うことになったので、給料や労働時間など労働条件について就労希望者と話し合いをしています。あなたはどうしたいですか？

自由な経済活動が認められていますから、経営者であるあなたにも、雇われる側の就労希望者にも契約をする、しないの自由、つまり、「契約の自由」があります。ですから、あなたはどのような給料や労働時間を提示しようとも自由です。経営者であるあなたは、おそらく、できるだけもうけたいと思っていますから、給料はできるだけ少なく、労働時間はできるだけ長くしたいと考えているでしょう。でも、就労希望者は、逆に、給料はできるだけ多く、労働時間はできるだけ短くしたいと思っているでしょうから、合意するのは難しいかもしれません。しかし、あなたは経営者ですから、自分の提示する給料や労働時間で同意する就労希望者が見つかるまで、とりあえず、今いる従業員を使って、仕事を進めていけばいいわけですし、また、十分な蓄えもあるでしょうから、新しい従業員が決まらないからといって、明日からの生活に困るということはないでしょう。

しかし、逆の立場だったらどうでしょうか。

今度は、自分が19世紀のイギリスの「労働者」と同じ立場になったと想像してみてください。
ある会社に入ろうと思い、給料や労働時間など労働条件について経営者と話し合いをしています。あなたはどうしたいですか？



先程言いましたように、あなたには「契約の自由」があります。ですから、経営者の提示する給料や労働時間が気に入らなければ、契約しないという自由が一応あるわけです。

しかし、よく考えてみてください。

あなたには、経営者のように十分な蓄えはないので、その会社に入れなければ、もしかしたら、明日からの生活にも困るという状況にあるのかもしれませんが。そうすると、あなたには選択の余地はあるのでしょうか。給料も労働時間も自分の希望とは違うけれども、経営者のいうとおりを受け入れてでも職に就きたいと考えるのではないのでしょうか。

つまり、当時は、「契約の自由」といっても、実際に自由が行使できるのは、経営者の側だけであって、労働者側には名目上の自由があるにすぎなかったのです。労働者は、失業か低賃金・長時間労働かのいずれかを選ばざるを得ず、ますます貧困に陥りました。逆に、経営者は労働者を、安い賃金で、長時間働かせることができますから、ますます富を蓄積できるようになったわけです。

そこで、こういう不平等な状況を解決するために、社会国家（国家が国民の生活を保障する責任を負う＝福祉国家）の理念に基づき、**社会的・経済的弱者が国家に実質的な平等を要求する権利**である「社会権」が、大正8（1919）年のワイマール憲法以降、各国憲法に規定されるようになっていきました。

日本国憲法にも「社会権」が規定されています。

3 様々な人権 ~ (3) 社会権とは ~

この節のポイント

- 🎵 社会権は、「国家による自由」である。
- 🎵 社会権には、「生存権」、「教育を受ける権利」、「勤労の権利」、「労働基本権」がある
- 🎵 社会権は、国家による施しではなく、国家に当然のこととして主張できる正当な権利である。

Q: 「社会権」は実質的な平等を実現するための権利ということですが、頑張った人と頑張らなかった人との間に差がつくのは当たり前で、それは、頑張った人の努力の結果だし、頑張らなかった人の責任だと思うのですが、どうして国が介入してその差を解消しなければいけないのですか？

A: 確かに、自分自身の努力や、逆に自分自身の責任によって、差がつく場合もあるでしょう。しかし、人の一生は、運動会の障害物競走とは違います。みんなが、同じスタート地点に立って、「よーい、どん」で一斉にスタートするわけではありませんし、みんなに平等に同じ障害物が用意されているわけではないからです。障害物のない人もいれば、乗り越えるのが非常に困難な障害物が用意されている人もいます。それに、誰も、生まれる時代や場所を選べませんから、あなたが、今、そこでそうしているのは偶然なのかもしれません。そうだとすると、その差を生じさせているのは、多くの場合、生まれた時代や場所、病気の有無、会社の倒産など自分の意志ではコントロールできない偶然や運などの力によるものではないでしょうか。ですから、国が介入し、「社会権」によってその差の解消を図っていくということは、国家による施しなどではなく、当然、主張することのできる正当な権利なのです。

社会権における国の役割とはどのようなものなの？

「自由権」は国家の介入を排除して個人の自由を保障する権利でした。しかし、「自由権」を保障するだけでは、すべての人の自由が保障されないことは、既に説明したとおりです。

では、すべての人の自由が保障されるために、国家はどのような役割を果たしていけばいいのでしょうか。

前節で使用した事例で考えてみましょう。

自分が19世紀のイギリスの「労働者」と同じ立場になったと想像してみてください。ある会社に入ろうと思い、給料や労働時間など労働条件について経営者と話し合いをして



いますが、あなたは、^{たくわ}蓄えも底をつき、^{しゅうぎょう}明日からの生活にも困る状況にあるため、経営者が提示する低賃金・長時間労働を受け入れざるを得ない立場にあります。

このような場合、あなたは、自分の自由が保障されるために、国家にどのような役割を果たしてほしいですか？

おそらく、次のような役割を果たしてほしいと考えたのではないですか？

- 労働者が人間らしい生活ができる程度の賃金^{はら}を払うよう経営者に強制してほしい。
- 労働者の健康を守るため、労働時間の長さを制限してほしい。
- 労働者が病気や事故などで働くことができなくなった場合の生活を保障してほしい。
- 経営者と対等に話し合いができるよう、労働者から成る団体の結成を認めてほしい。
- 労働者の団体がストライキ等を行う権利を保障してほしい。
- 労働条件の合う会社が見つかるまで、労働者の生活費を保障してほしい。
- 労働者に仕事に役立つ技術や知識を身につけるための教育を受けさせてほしい。

つまり、この例で言えば、国家はその権力を用いて（主には法律を制定することです）、経営者の「^{けいやく}契約の自由」を制限したり、個人個人では弱い立場の労働者が経営者と対等に^{わた}^あ渡り合えるようにする制度や労働者の生活を保障する制度、労働者自身の能力向上のための教育制度などを作ったりすることで、労働者の自由を守っていくということになるわけです。

このように、国家に対して、主として社会的・経済的弱者を保護し、実質的な平等を実現するための^{しきく}施策を要求する権利を「社会権」といいます。

したがって、「**社会権**」は、「**国家による自由**」といわれています。

日本国憲法は、「社会権」として、「**生存権**」（第25条）、「**教育を受ける権利**」（第26条）、「**勤労の権利**」（第27条）、「**労働基本権**」（第28条）を定めています。

生存権

憲法第25条第1項^{こう}は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、第2項^{こう}で、「国は、すべての生活部面について、^{ふくし}社会福祉、^{おほ}社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。

第1項^{こう}の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「生存権」といい、第1項^{こう}は「社会権」の原則的な規定と考えられています。

また、第2項^{こう}は、国に対して、「生存権」の実現に努力する義務を課していると解されています。この第25条の規定に基づき、^{ふじょ}公的扶助の制度として「生活保護法」、社会保険制度として「国

民健康保険法」, 「国民年金法」, 「雇用保険法」など, 社会福祉制度として「児童福祉法」, 「身体障害者福祉法」など, 公衆衛生制度として「食品衛生法」, 「環境基本法」などの法律が制定されています。

教育を受ける権利

日本国憲法第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。

「教育を受ける権利」とは、どのような内容を持つ権利なのでしょう。

子どもは、教育を受けて、学習することで、人間的に発達、成長していくことができます。子どもが学習する権利を「学習権」といい、この「学習権」が「教育を受ける権利」の中心を占める最も重要なものであると考えられています。

また、「教育を受ける権利」は「社会権」に分類されていますから、国家に施策の実施を要求する「社会権」的な性格があります。具体的には、教育基盤の整備を要求する権利、つまり、教育制度の整備、学校施設の整備、教師の勤務条件の整備などがその内容となります。

そして、教育には、民主政治を担う主権者を育成するという役割もありますから、「教育を受ける権利」は「参政権」的な性格ももっています。

これらのことから、「教育を受ける権利」は、複合的な性格を持つ権利といわれています。

この規定に基づき、「学校教育法」などの法律が制定されています。

勤労の権利

日本国憲法第27条第1項は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定しています。この権利は、働く自由を邪魔されないという「自由権」的な性格も持っていますが、これは、第22条第1項において「職業選択の自由」が保障されていることと重なるので、国家に対して、働く機会を提供する制度の整備を要求するという「社会権」的な性格が中心となります。

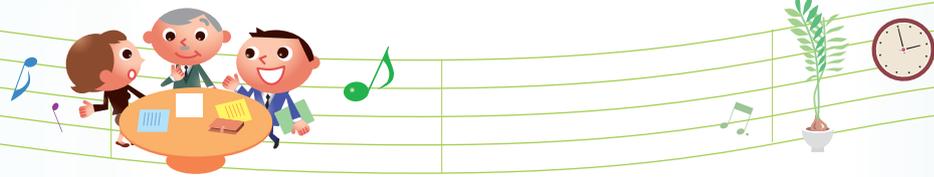
この規定に基づき、「職業安定法」, 「雇用対策法」, 「雇用保険法」などの法律が制定されています。

第2項では、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

と規定しています。これは、「契約自由の原則」を雇い主と労働者の間でも適用すると、実際の力関係から、労働者は不利な条件での契約を強いられる恐れがあることから、勤労条件の設定に国が介入し、労働者を保護するものです。

この規定に基づき、「労働基準法」, 「労働安全衛生法」, 「最低賃金法」などの法律が制定されています。

また、第3項では、「児童は、これを酷使してはならない。」と規定しています。



労働基本権

日本国憲法第28条は、「^{およ}勤労者の^{こうしやう}団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と規定しています。この権利は「労働基本権」と呼ばれています。

「^{やと}勤労の^{ぬし}権利」は、^{やと}国に、^{やと}雇い主との間に入ってもらって、^{やと}労働者の必要最小限の生活を守ってもらおうというものなので、^{やと}どちらかという、^{やと}消極的な保障なのですが、「労働基本権」は、^{やと}労働者自らが^{やと}雇い主と^{やと}対等な^{やと}立場で^{やと}交渉できるようにするものなので、^{やと}積極的な保障といえます。

「労働基本権」には、「^{やと}団結権」、「^{やと}団体交渉権」、「^{やと}団体行動権（^{やと}争議権）」があり、「労働三権」と呼ばれています。

「^{やと}団結権」は、^{やと}労働者の^{やと}団体（^{やと}労働組合）を^{やと}組織する^{やと}権利で、^{やと}個人個人では、^{やと}雇い主と^{やと}対等の^{やと}立場には^{やと}立てないため、^{やと}個々の^{やと}労働者が^{やと}集まり、^{やと}団体を^{やと}結成することで、^{やと}雇い主と^{やと}対等に^{やと}交渉できるようにするものです。

「^{やと}団体交渉権」は、^{やと}労働者の^{やと}団体が、^{やと}雇い主と、^{やと}勤労条件について^{やと}交渉する^{やと}権利で、^{やと}雇い主は、^{やと}理由なく、^{やと}交渉を^{やと}拒否できませんし、^{やと}団体交渉によって^{やと}合意した^{やと}事項に^{やと}拘束されます。

「^{やと}団体行動権（^{やと}争議権）」は、^{やと}労働者の^{やと}団体が、^{やと}勤労条件の実現のために^{やと}団体行動を行う^{やと}権利で、^{やと}争議行為がその^{やと}中心となりますが、^{やと}正当な^{やと}争議行為は、^{やと}民事上（^{やと}損害賠償など）も^{やと}刑事上（^{やと}威力業務妨害罪など）も^{やと}責任を問われません。

^{やと}争議行為には、^{やと}ストライキ、^{やと}サボタージュ（^{やと}サボること）、^{やと}ピケティング（^{やと}ストライキが破られないように^{やと}労働者側が見張りを置くこと）、^{やと}ボイコット（^{やと}不買運動）などがあります。

なお、この「^{やと}争議権」は、^{やと}国家公務員や^{やと}地方公務員などについては、^{やと}法律（^{やと}国家公務員法、^{やと}地方公務員法など）により、^{やと}制限されています。

【共感 (empathy)】

私たちは、不幸な境遇にある人たちを見ると、「同情 (sympathy) の念を抱きます。それは、自然なことだし、大切にしなければならぬ感情なのかもしれません。

しかし、「同情」という言葉には、どこか、同情を感じている自分が「主」で、同情の対象である人たちが「従」であるような響きがあります。

そこで、「同情」から、もう一歩踏み込んでみることを提案したいのです。

あなたが、もし、不幸な境遇にある人たちに接する機会をもつことがあったら、^あ相手を^あ哀れんだり、^あかわいそうに思ったりする「同情」にとどまらず、^あ相手に^あきちんと向き合い、^あ相手の^あ気持ちを理解する、^あそれも、^ああたかも相手の感情を自分の感情として感じるくらい理解する、つまり、相手に「共感」するという努力をどうか惜しまないでください。

3 様々な人権 ～(4)参政権とは～

この節のポイント

- 🎵 参政権は、「国家への自由」である。
- 🎵 選挙権には、「個人の人権」としての面と「公務」としての面がある
- 🎵 選挙権には、「普通選挙」、「平等選挙」、「直接選挙」、「自由投票」、「秘密投票」の5原則がある。

「参政権」は人権を実現するための権利

「参政権」とは、国民が国の政策形成過程に参加する権利、つまり、国民が主権者として、直接あるいは代表を通じて、国の政治に参加する権利で、「国家への自由」とも言われます。日本では、原則として、国民の代表者によって国政が運営されることになっているので、国民の意見を忠実に国政に反映させて、国民の人権を実現するために、「参政権」の保障はとても重要です。「参政権」には、「選挙権」「被選挙権」などがあります。

選挙権

「選挙権」は、**個人の権利としての側面**があるとともに、公務員の選定に参加するという**公務としての側面**をあわせもっていると解されています。

公職選挙法では、特定の者（禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者など）が「選挙権」を持たないと定められていますが、これは、この公務としての側面に基づいて制限されていると考えられています。

「選挙権」には**5つの基本原則**があるといわれています。

●普通選挙の原則

普通選挙とは、人種、言語、職業、身分、財力、納税額、教育、性別、宗教、政治的信条などを有権者（選挙権を有する者）となるための資格としない選挙をいいます。

日本では、一応、25歳以上の男子に「選挙権」を認めた大正14（1925）年に普通選挙になったとされていますが、本当の意味での普通選挙となったのは、20歳以上のすべての国民に「選挙権」を認めた昭和20（1945）年です。

日本国憲法では、第15条第3項に「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と規定されています。

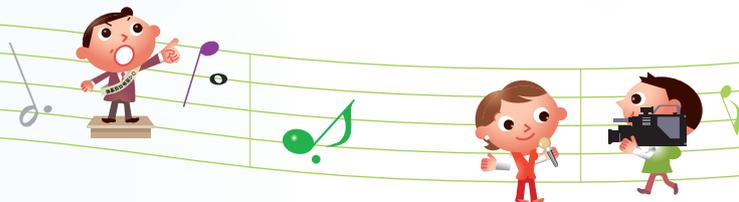
また、普通選挙と対置されるのは「制限選挙」です。

●平等選挙の原則

平等選挙とは、1人1票を原則とする選挙をいいます。

しかし、今では、投票の価値の平等を意味するようになっています。

また、平等選挙に対置されるのは、特定の有権者に2票以上の投票を認める「複数選挙」と有権者を複数の等級に分けて、等級ごとに代表者を選出するという「等級選挙」です。



●直接選挙の原則

直接選挙とは、有権者が直接公務員を選挙する制度をいいます。

日本国憲法は、第93条第2項で「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の^{りいん}吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定めるだけで、国会議員についての規定はありません。したがって、第43条第1項の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」の「選挙」は間接選挙を含むと解されています。

また、直接選挙と対置されるのは、有権者がまず選挙委員を選び、その選挙委員が公務員を選挙するという「間接選挙」で、この例としてよく知られているのが、アメリカ合衆国の大統領選挙ですが、実質的には直接選挙になっていると言われています。

●自由投票の原則

自由投票とは、投票する、しないは自由だということ、つまり、投票を棄権^{きげん}したとしても、制裁を受けることはないという制度をいいます。

また、自由投票と対置されるのは、強制投票です

●秘密投票の原則

秘密投票とは、だれに投票したかを秘密にする制度をいいます。

有権者に責任を持たせるという意味では、投票内容を公開することは良いことのようにも思えますが、有権者が、脅迫^{きようはく}されたり、買収^{かいう}されたりすることが考えられますから、特に、社会的に立場の弱い者にとっては、自由な投票を確保するために必要な制度です。

日本国憲法では、第15条第4項に「すべての選挙における投票の秘密は、これを^{あか}侵してはならない。選挙人は、その選択^{せんたく}に関し公的にも私的にも責任を問はれない。」と規定されています。

ですから、例えば、ある人が、所属する会社が応援していた候補者ではない候補者に投票したことが明らかになった場合、会社は、そのことを理由として、その人に対して、解雇^{かいこ}や降格^{あつか}など不利益な扱いをしてはいけないということになります。

また、秘密投票と対置されるのは、公開投票です。

被選挙権

「被選挙権」とは、国民が選挙に立候補する権利のことをいいます。

日本国憲法には、「被選挙権」について定めた条文はありませんが、選ばれる側の権利である立候補をする権利が不当に侵害^{しんがい}されるということになれば、選ぶ側の権利である「選挙権」自体が十分に保障されているとはいえなくなってしまいます。

したがって、「選挙権」と「被選挙権」は表裏一体のものとして、「選挙権」を定める第15条第1項を根拠に「被選挙権」は保障されると解されています。

3 様々な人権 ~ (5) 幸福追求権とは ~

この節のポイント

「新しい人権」の根拠は、憲法第13条の幸福追求権

憲法の個別の人権規定だけで十分なの？

日本国憲法には、これまでに紹介したように、個別の人権規定が豊富に盛り込まれています。ですから、それらを適用すれば、ありとあらゆる人権が保障されると考えている人がいるかもしれません。

しかし日本国憲法ができたのは、今から60年も前のことです。

今と憲法制定当時とを比較してみると、社会・経済情勢は劇的に変化（豊かな社会、情報化社会、環境問題など）していますし、科学技術も著しい発展をみせています。また、そうしたことによって、人々の価値観や考え方も大きく変わってきています。ですから、その当時には想定できなかった新たな事情によって、憲法の個別の人権規定だけでは対応できない場合が当然でできます。そこで、憲法には明確な規定はないけれども、新しい人権を、憲法上の人権として保障すべきではないかという主張がされ、実際に裁判などで認められた例もでてきています。

【新しい人権として主張されている例】プライバシー権、自己決定権、環境権など

新しい人権の根拠は幸福追求権

憲法にあげられていない人権の保障が必要な場合があるといっても、憲法の条文上の根拠がなければ、それを認めることは困難です。

そこで、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定する**日本国憲法第13条を新しい人権の根拠とする**ことが提唱されています。これは、第13条の中の「幸福追求」という言葉から、守るべき具体的な利益（プライバシー、よりよい環境など）を引き出して、それを人権として保障していこうと考えるもので、「**幸福追求権**」と呼ばれています。

しかし、この「新しい人権」は、憲法に具体的に定められているわけではありませんから、個別の人権規定では対応できない部分を補充する機能をもつにすぎません。

したがって、幸福につながる行為がすべて、この第13条に基づき「新しい人権」として保障されるということではありません。

また、「公共の福祉に反しない限り」とありますが、日本国憲法では、全体を個人に優先させる全体主義を否定していますから、「公共の福祉」という文言を、全体主義的な意味でとらえてはいけません。

4 人権ともなに伴う義務と責任きょうじゆ ～人権を享受するだけでいいの?～

この節のポイント

 「人権」は後世に引き継がなければならない財産である

 「人権」を保持するためには途切れることのない努力が必要である

 権利の利己的な行使(濫用)は許されない

 国民の義務: 「教育の義務」「勤労の義務」「納税の義務」

「人権」を保持していくためには

これまで説明してきたように「人権」が非常に大切なものだからこそ、「人権」をただ享受するという受身の姿勢だけではそれを保持していくことはできません。

日本国憲法第97条は、基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得かくとくの努力の成果」であり、「過去幾多いくたの試練に堪え」てきたものであるとっています。

また、第12条では、この基本的人権を「国民は不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」とっています。

なぜ、人権は大切なものとされているの？

それは、今、私たちが、あって当たり前と考えている「人権」というものが、人類の歴史の中では決して当たり前とされてきたものではなく、その時代、時代の権力者に対して「人権」を求めて抵抗してきた多くの人々の血と汗と涙の結晶であるとともに、**未来の世代へ引き継いでいかなければならない財産**だからなのです。

なぜ、人権を守るために途切れることのない努力が必要なの？

それは、「人権」というのは、ただ、そこに当たり前のようにあるものではなく、**日々実現していかなければならないもの**だからです。「人権」は自動的に保障されるものではありません。「人権」が侵害しんがいされないように、絶えず監視かんしをして、自分や他の人々の人権が無視されたり、抑圧よくあつされたりした場合には、積極的にそれに抵抗する精神を持たなければ、「人権」を保持していくことはできないのです。



権利の濫用

日本国憲法第12条は、「国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」といっています。「これ」というのは、日本国憲法が国民に保障する自由及び権利のことです。

日本国憲法は、個人主義を宣言しています（第13条）が、その個人主義は、自己の利益だけを追求し、他人の利益を軽視あるいは無視をする利己主義（エゴイズム）とは全く別のものです。ですから、人権を行使するにあたっては、当然、人権本来の目的から外れるような**利己的な行使（濫用）は許されません**。

憲法に定められている義務

憲法には、憲法第12条以外にも国民の義務が規定されています。

●教育の義務（第26条第2項）

これは、第26条第1項が定める「教育を受ける権利」を確実に保障するための規定です。つまり、普通教育は、国としては、民主国家の存立、繁栄のために必要であり、また、親としては、子どもの人格の完成に必要な不可欠なものであるということから、保護する子どもに対する義務としても定められているのです。

この義務の具体的内容については、「教育基本法」や「学校教育法」に定められています。

●勤労の義務（第27条第1項）

この義務は、働ける者は、自らが働くことによって、その生活を維持すべきだということであって、それ以上に国が国民に対して勤労を強制できるという意味ではありません。

また、この義務は、日本のような社会国家（国家が国民の生活を保障する責任を負う＝福祉国家）においては、働く能力があり、その機会もあるのに、働く意欲をもたず、実際に働かない者に対しては、生存権の保障（生活保護など）が及ばないなどの不利益な扱いをされてもやむを得ないという意味が含まれていると解されています。

●納税の義務（第30条）

国民の納める税金がなければ、国家を維持・運営していくことはできませんから、当然の義務だと解されています。

もし、国民が納税の義務を果たさなくなってしまうたら、私たちが、毎日、当たり前のように利用している色々なサービス（水道、道路、公園、公立小学校・中学校、救急車、消防車、ゴミの処理など）が受けられなくなってしまうます。

この義務の具体的内容については、「所得税法」などに定められています。

5 人権の制約原理 ～(1)人権は絶対無制限か～



この節のポイント

- 🎵 「人権」は絶対無制限ではない
- 🎵 「人権」は他の「人権」と矛盾・衝突する場合があります
- 🎵 「人権」が矛盾・衝突する場合は、いかに両立させていくかの努力が必要
- 🎵 憲法は、人権の矛盾・衝突を調整する基準として「公共の福祉」という言葉を使っている

人権は絶対無制限というわけではありません。確かに、人権には、国家によってさえも侵されることのない「不可侵性」という性質がありますが、それは、他人の権利を不当に侵害しない限りにおいて保障されているにすぎません。

しかし、制限される場合があるといっても、必要以上に制限されることがあってはならないこととは言うまでもありません。

～(2)人権が制限を受けるのはどのような場合か～

人権は他の人権と矛盾・衝突することがある

次の例を考えてみましょう。

有名なミュージシャンAさんが、公園の広場で、コンサートを行う計画を立てています。しかし、この広場は、普段から、近隣の子どものための遊び場となっていて、広場の近くには民家が立ち並んでいます。

※公園管理者の使用許可の問題は考えないこととします。

Aさんには「表現の自由」や「営業の自由」があります。

しかし、この場合、Aさんの「表現の自由」や「営業の自由」のことだけを考えていけばいいのでしょうか。

そうではありません。

Aさんが「表現の自由」や「営業の自由」を行使することによって、他の人の自由や権利は大きな影響を受けるのではないのでしょうか。その可能性を思いつくまま挙げてみましょう。



- 広場に来場する観客は、Aさんの「表現の自由」によって、「表現を楽しむ自由」が享受できる。
- 近隣の子どもたちは、コンサートが行われている間は、普段、遊んでいるその広場では遊べないので、「公園で遊ぶ自由」が制約される可能性がある。
- 近隣住民は、コンサートの大きな音響や集まった多くの人々や自動車などが出入りすることによって、「平穏に暮らす権利」が脅かされる可能性がある。
- 多くの人が自動車で来場し、公園周辺の道路に大渋滞を引き起こすことによって、近隣住民や道路の利用者は、「移動する自由」が制限される可能性がある。

このほかにも出てくる影響はあると思いますが、このように、人権を行使しようとする、この例の観客のように他の人の人権を満足させる場合もありますが、多くの場合、**他の人の人権と矛盾・衝突**します。

しかし、これは、Aさんの人権（表現の自由など）か他の人の人権（平穏に暮らす権利など）かのどちらの人権を取るのかという問題なのではありません。**「100」か「0」かの問題ではない**のです。

この冊子の最初の方で説明したように、「人権」とは「人として正しいこと」なので、**矛盾・衝突**している人権はどれも「人として正しいこと」であるはずなのです。

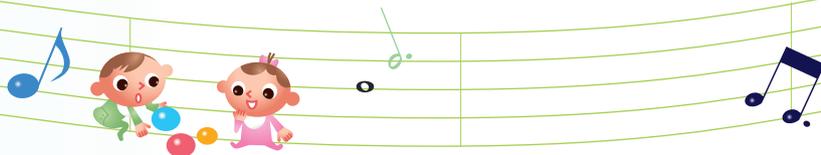
ですから、これは、**矛盾・衝突している「人権」をいかにして両立させるよう努力していくかという問題**なのです。

では、これらを両立させるために、Aさんや観客や近隣の人たちはどのような努力をしていけばいいのでしょうか。そのためには、どうしても、どの「人権」もある程度制約される必要がでてきます。

ここでも思いつくまま例を挙げてみましょう。

- 子どもが遊ばない時間帯、近隣住民が就寝していない時間帯（夕方頃）にコンサートを行う。
- 近隣の親子や近隣住民をコンサートに無料で招待する。
- 大音量にならないようアコースティック楽器だけを用いる小規模なコンサートにする。
- 自動車での来場を禁止する、あるいは、観客は自動車では来場しない。
- 近辺の道路に交通整理のための警備員を配置する。
- コンサートはせいぜい2時間くらいなので、子どもや近隣住民が我慢する。
- コンサートを近くに住宅地のない別の公園で行う。

など、このほかにもいろいろ考えられると思います。



人権が矛盾・衝突する場合、お互いが「100」しか主張しないのであれば、話し合いによる解決は非常に難しくなります。もちろん、裁判によれば、最終的な解決を図ることはできますが、「100」対「0」での解決は双方が「人権」である限りはありえないことです。もし、裁判で「100」対「0」の判決が出たとしたら、それは、「0」の方は「人権」ではないと裁判所が判断したということになってしまうからです。

ですから、「人権」を行使することによって、他人の「人権」に影響が出る場合には、相手方の「人権」ときちんときき合い（もちろん、相手方にもこちらの「人権」にきちんときき合ってもらわなければいけません）、自分の人権が制限されることになるかもしれませんが、お互いに譲るところは譲って、双方の人権が両立できるよう努力をすることが必要なのです。

公共の福祉

日本国憲法は、このように、人権が矛盾・衝突する場合に、それらの人権をどのように制限していくかを調整するための基準を「公共の福祉」という言葉で表現しています。

この「公共の福祉」という言葉が入っている条文は、第12条、第13条、第22条、第29条だけですが、この「公共の福祉」による制約は、この4つの条文が定める人権だけでなく、すべての人権に必然的に内在するものであるとされ、その制約の程度については、人権の性質によって異なると解されています。

しかし、繰り返しますが、日本国憲法では、全体を個人に優先させる全体主義を否定していますから、「公共の福祉」という言葉を、全体主義的な意味でとらえてはいけません。人権を制限できるのは、あくまで、他の人権だけなのです。

5 人権の制約原理 ～(3)他人の権利を害しない限り、何をしてもいいの?～

この節のポイント

 **たとえ、他人の権利を侵害しない場合であっても、本人保護のため、人権が制約されることがある。(未成年者の飲酒・喫煙の禁止等)**

未成年者にお酒もたばこも禁止するのは、憲法違反?

これまで説明してきたように、あなたが、大人でも、子どもでも、人間である以上、個人として尊重され、平等な取り扱いを受け、自由権やその他の人権も保障されているはずですが。しかし、実際は、次のような法律があります。このことをどう考えたらいいのでしょうか。

【未成年者喫煙禁止法】第1条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

【未成年者飲酒禁止法】第1条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者は、これらの法律により、タバコを吸うこともお酒を飲むこともできません。

しかし、これらの法律は憲法に違反しているのではないのでしょうか？

確かに、喫煙や飲酒は、個人で楽しむ限りは、誰かの権利を侵害しているわけではないし、そもそも、憲法の中で未成年者の人権を制限しているのは、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と定める第15条第3項の選挙権の規定だけなのですから、そのような考え方が成り立つような気もしますが、どうなのでしょう。

本人保護のための制約

実際問題として、精神的にも、肉体的にも未発達な子どもたちに喫煙や飲酒を大人と同じように認めてしまうとどうなるのでしょうか。

喫煙や飲酒は、もし習慣化してしまうと、子どもたちの心身の健康に、回復が不可能になるほどのダメージを及ぼすような結果を招いてしまう可能性がありますし、たとえ習慣化しないとしても、非行の引き金となる恐れもあります。

このような不都合が起こる場合でも、子どもの人権を制約することは許されないのでしょうか。

そこで、親が子どもを保護するように、国が親がわりになって保護してあげようという考え方が出てきます。この考え方を「**パターナリズム**」といいます。

つまり、他人の権利を害するから制約が許されるというのではなく、**本人を保護するために人権の制約が許される**のだというわけです。

ですから、他人の権利を侵害しなければ何をしてもいいというわけではないのです。当然、これらの法律が、憲法違反になることはありません。

ただし、他人の人権を侵害しているわけではありませんから、人権への制約が認められるといっても、それが認められる範囲は限定的だということになります。

6 人権の国際的保障 ～人権は一国内だけの問題か～

この節のポイント

- 🍀 世界人権宣言は、法的拘束力は持っていないが、今なお重要なものと考えられている
- 🍀 国連では、人権に関して多くの条約が採択され、日本もその多くを批准している
- 🍀 人権の国際的保障のために、国際連合は重要な役割を果たしている

「世界人権宣言」の誕生

第二次世界大戦までは、国家と国民の間の問題は国内問題であり、人権問題は国内問題とされたため、他国が口出しをしてはいけないと考えられていました。

しかし、第二次世界大戦の惨禍の中、すべての人間に保障されるはずの人権が、各国内の事情によって十分に保障されず、そのことが、国際紛争や内戦の原因となっただけでなく、それらの紛争を防ぐことができなかった原因にもなったと認識されるようになり、アメリカ大統領のフランクリン・D・ローズベルトは、昭和16（1941）年に、国際平和の基本原則として、「4つの自由」（言論の自由、信仰の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由）を提唱しました。

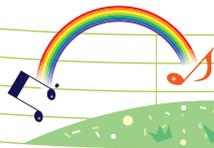
第二次世界大戦後、昭和20（1945）年の国際連合憲章は、「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」（第1条第3項）と定め、「人権尊重」を国際連合の目的の一つとし、加盟国にこの憲章に従い、行動するよう義務づけました。

更に、この国連憲章が掲げる「人権」の内容を具体的に定めた「世界人権宣言」が、昭和23（1948）年の国際連合第3回総会で採択され、各国共通の達成基準とされました。

「世界人権宣言」は、条約（条約の締結国はその内容に拘束されます。）として作られなかったため、法的な拘束力はありませんが、平成20（2008）年には60周年を迎え、「人権尊重の理念」をうたう文書として、重要なものと位置づけられています。

「人権」を条約で保障する

世界人権宣言に掲げられた人権の内容をもっと詳細にし、法的拘束力を持つ条約として、昭和41（1966）年の国際連合第21回総会で採択されたのが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規



約) (自由権規約), 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」(第1選択議定書: 自由権規約の実施を確保するためのもので、権利を侵害された個人が、国連の自由権規約委員会へ通報し、審査を求めることができる個人通報制度が設けられています。)です。日本は、昭和54(1979)年に、社会権規約と自由権規約を批准(加入するということ)していますが、第1選択議定書については、批准していません。

社会権規約は、「社会権」を規定するもので、加入している国は、即時の実施ではなく、少しずつ順に実施すればいいことになっています。

自由権規約は、「自由権」を規定し、加入している国に対して、即時の実施義務を課しています。社会権規約、自由権規約が、人権一般について包括的に定められている条約だとすれば、特定の領域について個別に定められている条約があります。

日本が批准しているものをいくつか挙げておきましょう。

- ◎難民の地位に関する条約(昭和56(1981)年批准)
- ◎女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)(昭和60(1985)年批准)
- ◎児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(平成6(1994)年批准)
- ◎あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)(平成7(1995)年批准)
- ◎拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)(平成11(1999)年批准)

「人権」に係る国際連合の取組み

国連は、平成18(2006)年に、それまで、経済社会理事会の下部機関として、国連の人権活動の中心であった「人権委員会」の代わりに、総会の補助機関として「人権理事会」を設置しました。

人権委員会では、3~4月の6週間の会期でしたが、人権理事会は、一年間を通じて定期的に会合(少なくとも年3回、合計10週間以上)をもつこととなっています。

また、人権理事会は47カ国(アジア13、アフリカ13、ラテンアメリカ8、東欧6、西欧7)で構成され、理事国は、総会で全加盟国の絶対過半数で、直接かつ個別に選出されることになっていますが、総会の3分の2の多数によって、重大な人権侵害を行った国は理事国資格が停止されることになっています。

人権理事会は、「人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告」、「大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告」、「人権分野の協議・技術協力・人権教育等」、「人権分野の国際法の発展のための勧告」、「各国の人権状況の普遍的・定期的な審査(評価・見直し)」(全加盟国が4年に1回、人権状況について人権理事会の審査を受けるもの)、「総会へ



の年次報告書の提出」を主な任務としています。

人権理事会は、人権侵害^{しんがいはい}を行った国に対して人権状況^{じょうきょう}の改善を強制できるわけではありませんが、定期的な審査^{しんさ}や各種勧告^{かんこく}などによって、当該国^{とうがい}に圧力をかけることで、人権状況^{じょうきょう}の改善に一定の役割を果たすことが期待されています。

その他に、国連は、平成6（1994）年に「**人権高等弁務官**」を創設し、その事務所をスイスのジュネーブに置いています。

人権高等弁務官事務所は、人権条約の委員会や人権理事会の事務局を担当するとともに、国連加盟国が条約事務を遵守しているか監視を行ったり、人権保護を必要とする人々を支援^{しえん}するためのフィールド活動^{じょうきょう}、人権状況改善のために、当該国政府や国連機関、市民社会と協力しながら技術トレーニングや司法分野支援^{しえん}、立法改革、人権条約の批准支援^{ひしゅんしえん}、人権教育などを行っています。



7 人権に対する意識 ～人権について国民はどう考えているか～

「人権」について、国民はどのように考えているのでしょうか。

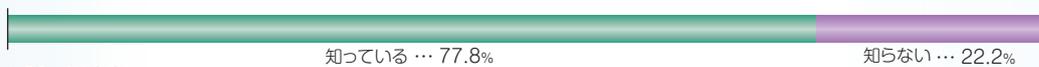
内閣府では、「人権擁護に関する世論調査」を実施しており、直近では平成19（2007）年6月に行われました。それでは、この調査結果の一部をここで紹介したいと思います。

※この調査結果の詳細は内閣府のホームページで見ることができます

アドレス：<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html>

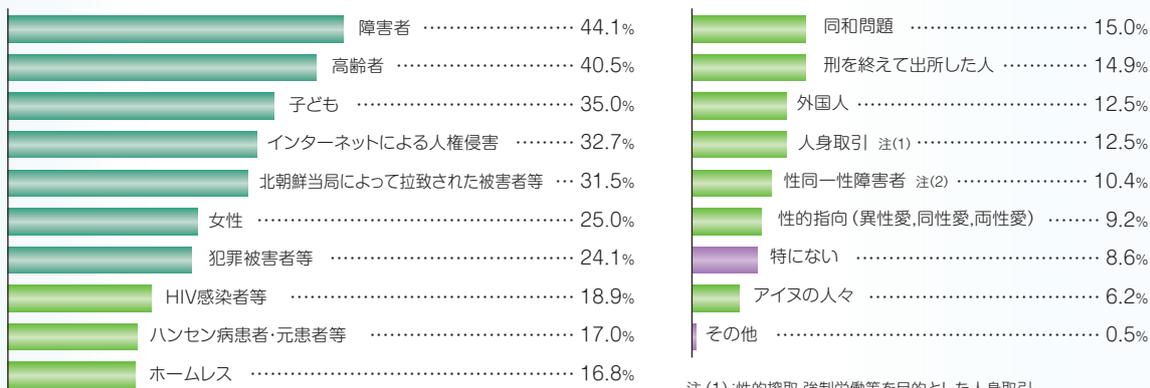
人権問題について

Q1：あなたは、基本的な人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。



※Q2～4は省略

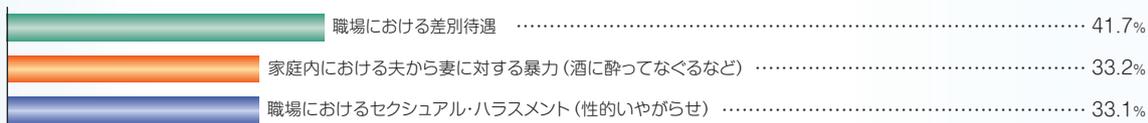
Q5：日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。この中からいくつかでもあげてください。



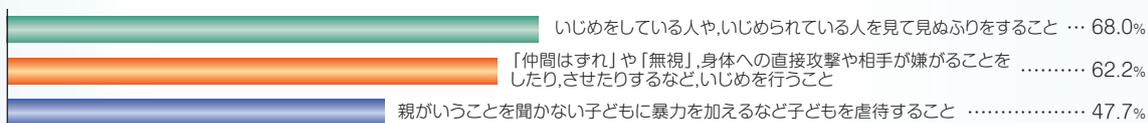
注(1)：性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引
注(2)：生物学的な性と性の自己意識（こころの性）が一致しない者

※Q6～Q19は回答が多かった上位3つまでを紹介します。

Q6：あなたは、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつかでもあげてください。

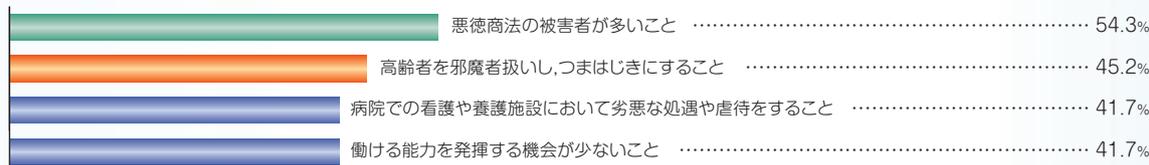


Q7：あなたは、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつかでもあげてください。

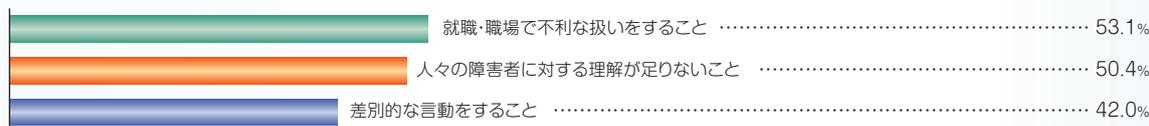




Q 8 : あなたは、^{こうれい}高齢者に関する事柄で、^{こと}人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からいくつでもあげてください。



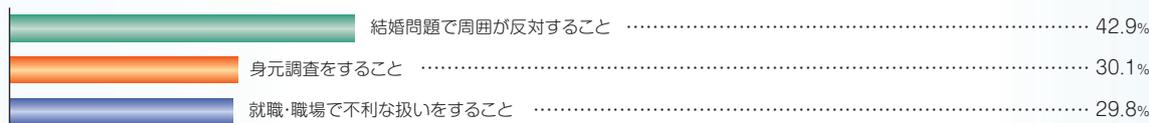
Q 9 : あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



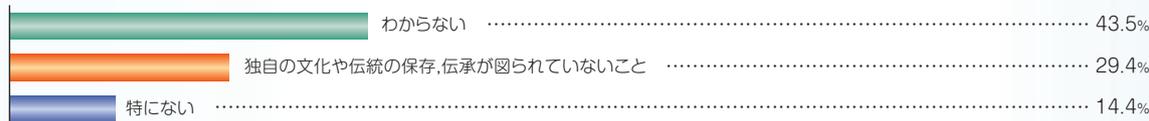
Q10 : あなたは、同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つお答えください。



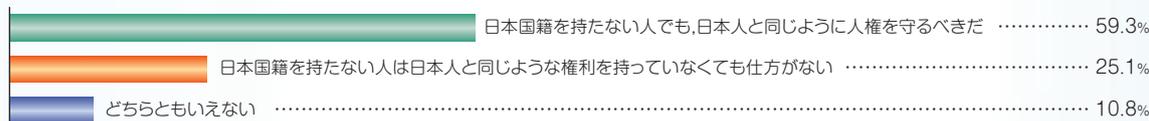
Q10SQ : あなたは、同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(Q10で「同和問題を知らない」と答えた者以外の者に聞く)

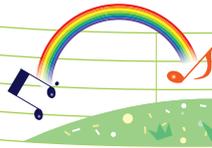


Q11 : あなたは、アイヌの人々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

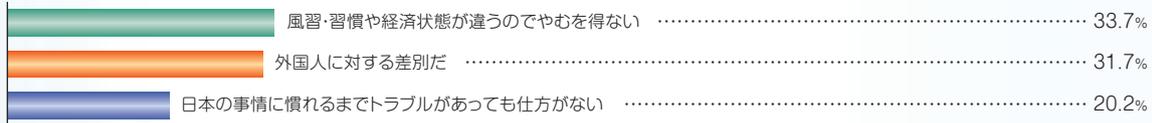


Q12 : 日本に居住している外国人は、生活上のいろいろな面で差別されていると言われていますが、外国人の人権擁護^{ようご}について、あなたの意見は次のどちらに近いですか。この中から1つお答えください。

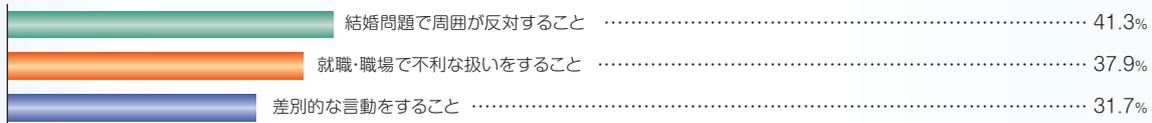




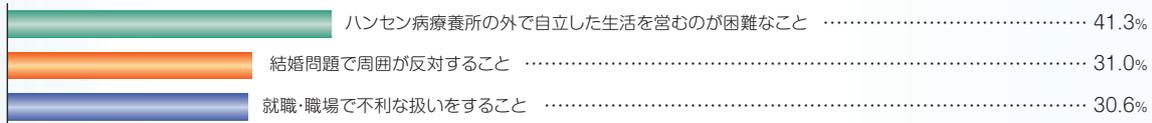
Q13: 日本に居住している外国人が不利益な取扱いを受けることがあります^{とりあつか}が、あなたはこのことについてどう思いますか。この中から1つお答えください。



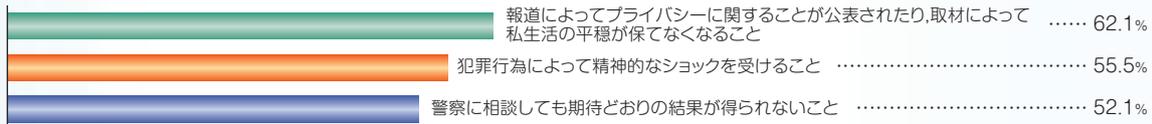
Q14: あなたは、HIV感染者等^とに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



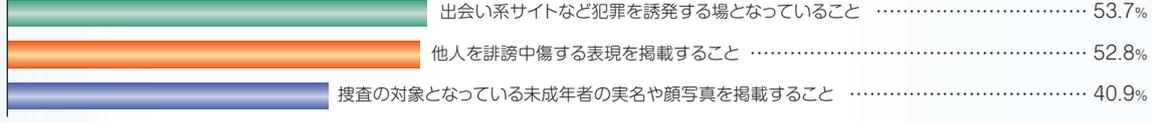
Q15: あなたは、ハンセン病患者・元患者等^{かんじゃ} (ハンセン病患者・元患者とその家族^{かんじゃ}) に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。



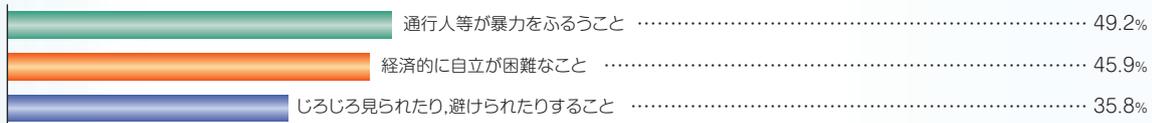
Q16: あなたは、犯罪被害者等^{ひがいしゃ}に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。



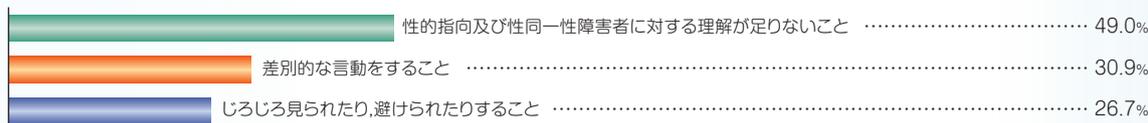
Q17: あなたは、インターネットによる人権侵害^{しんがひ}に関し、現在、どのような問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。



Q18: あなたは、ホームレス^とに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか。この中からいくつでもあげてください。



Q19: あなたは、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）及び性同一性障害者（生物学的な性と
 ところの性が一致しない者）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われ
 ますか。この中からいくつでもあげてください。



※Q20～Q21は省略

人権課題とは

国においては、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（法律第147号）を平成12（2000）年12月6日に公布・施行し、それから、その第4条に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、平成14（2002）年3月15日に閣議決定しました。

その中で、人権擁護を推進していく上での重要な課題が11ほど挙げられています。それを「人権課題」といいます。

●人権課題

- 女性 ●子ども ●高齢者 ●障害者 ●同和問題 ●アイヌの人々 ●外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者等 ●刑を終えて出所した人 ●犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害

また、11課題の類型に該当しないものを「その他」として、例えば性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題などが挙げられています。

広島県においても、平成14（2002）年5月に「広島県人権教育・啓発指針」を策定し、この指針に基づき、「広島県人権啓発推進プラン」（平成14（2002）年11月策定、平成18（2006）年3月改定）と広島県人権教育推進プラン（平成14（2002）年12月策定）を策定しました。そして、その「広島県人権啓発推進プラン」の中に、国と同様、人権課題として11課題を挙げ、それに加えて、新たに生じる人権問題を「その他」としています。



これから人権をどう

学んでいったらいいの？

この小冊子は、「人権尊重の理念」について理解していただくことを目的として、「人権」の基礎知識を解説するものだと初めに申し上げました。

その目的が十分に達成されているかについては、読んでくださったあなたの評価に委ねたいと思いますが、この冊子で提供している「人権」に関する知識は、その膨大な全体から見ると、ほんの一部分にしか過ぎません。

ですから、「人権」に関する知識については、ここを出発点として、更に憲法や人権の本を読み進め、理解を深めていただきたいと思います。

しかし、人権の学習は、人権に関する「知識」だけでは十分ではありません。「知識」に加えて、人権に対する「感覚」を磨いていくことが必要なのです。

今後は、自分の身の回りにある人権に係る問題について、この冊子で身につけた知識を道具として、主体的に考え、また、想像力を働かせてください。そして、その問題を自分のこととして考えることによって、「人権感覚」を磨いていただきたいと思います。

それが、あなたからみんなに広がったとき、“だれもがいきいきと生活できる社会”が実現することになります。

【参考文献一覧】

この小冊子を作成するにあたり多くの文献を参考にさせていただいております。主なものは次のとおりです。

- 芦部信喜「憲法【新版】」岩波書店
- 伊藤真「伊藤真試験対策講座 憲法」弘文堂
- 大沼保昭「国際法 はじめて学ぶ人のために」東信堂
- 渋谷秀樹「憲法」有斐閣
- 戸波江二「憲法【新版】」ぎょうせい
- 戸波江二編「やさしい憲法入門【第4版】」法学書院
- 中川喜代子「人権学習ブックレット④ 寛容性」明石書店
- 野中俊彦 中村睦男 高橋和之 高見勝利「憲法I【第4版】」有斐閣
- 長谷部恭男「憲法【第4版】」新世社
- 松本保美編「シグマベスト 理解しやすい政治 経済【改訂版】」文英堂
- 横田洋三編 富田麻里 滝澤美佐子 望月康恵 吉村祥子「国際人権入門」法律文化社
- 横藤田誠 中坂恵美子「人権入門 憲法／人権／マイノリティ」法律文化社
- 「憲法の解説【六訂版】」一橋出版

これから人権をどう学んでいったらいいの？



資料



1 日本国憲法(抄)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

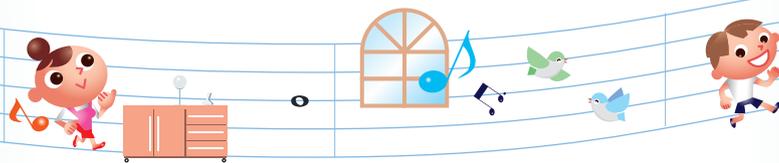
第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現に



- これを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
 - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
 - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさ



せる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。

被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。



第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

2 世界人権宣言

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

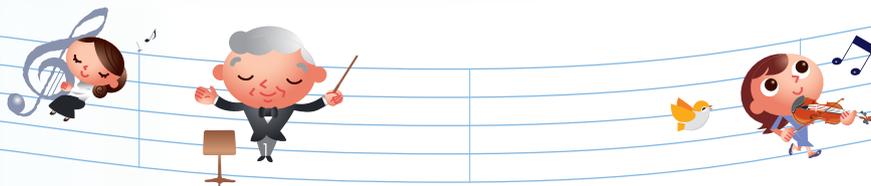
諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の



間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。



- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。
- 第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2 何人も、結社に属することを強制されない。
- 第21条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。



3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とそ



おんけい
 の恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言にかか掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言にかか掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

重大な人権侵害につながる身元調査については、
「しない! 依頼しない! 協力しない!!」を
 実践しましょう。

身元調査とは、

- 結婚や就職などの際に、
- 生まれ、国籍、家がらなどの本人に関する情報を、
- 自ら、又は興信所・探偵社などの調査機関に依頼して、
- 本人の知らないところで、本人にわからないように、
- 市町の管理する戸籍や住民票をとったり、
- 近所の人などへ聞き合わせをしたりして、調べることをいいます。



